

VIII 悪臭

悪臭は、直接人の嗅覚に作用して、不快感や嫌悪感を引き起こすため、日常生活に関係の深い感覚公害と言われる。主観的要素が多く個人差があるが、公害苦情件数に占める割合が比較的高い。特に、近年ごみの野焼きによる悪臭苦情がしばしば発生し、問題となっている。

本市では、悪臭防止法の規制（図 8-1、表 8-1）が適用される地域に、野田地域では用途地域を定めた区域、関宿地域では全域を指定し、特定悪臭物質（22 物質）に規制基準を設けている。悪臭防止法では規制基準を「6 段階臭気強度表示法の臭気強度 2.5～3.5 に相当する濃度の範囲」で定めることとしており、本市は臭気強度 2.5 に相当する濃度で定めている（表 8-2）。

また、市環境保全条例では悪臭を発生させる施設や作業を特定施設、特定作業として定め、施設を設置または作業を開始する際には事前に届出を行うこととしている。特定施設等の届出を行った工場等は、規制基準である「周囲の環境等に照らし、悪臭を発生し、排出し又は飛散する場所において周辺の人々の多数が著しく不快を感じると認められない程度」を満たすことが求められる。

その他の規制等として、昭和 56 年 6 月に県が悪臭防止法の特定悪臭物質ごとの濃度規制を補完するために、臭気濃度による事業者指導のための指導目標値（表 8-3）を定め、また平成 8 年 4 月には悪臭防止法が改正され、臭気指数による規制が導入されている。臭気強度と臭気指数の関係を表 8-4 に示す。

※臭気濃度とは、臭いのする空気を、臭いの無い空気で薄め、臭わなくなったときの希釈倍数のこと。

※臭気指数とは臭気濃度の常用対数値を 10 倍したもの。本市では特定悪臭物質による規制を行っており、臭気指数による規制は採用していない。

図 8-1 悪臭を発生する媒体と規制基準の係る位置関係概念図

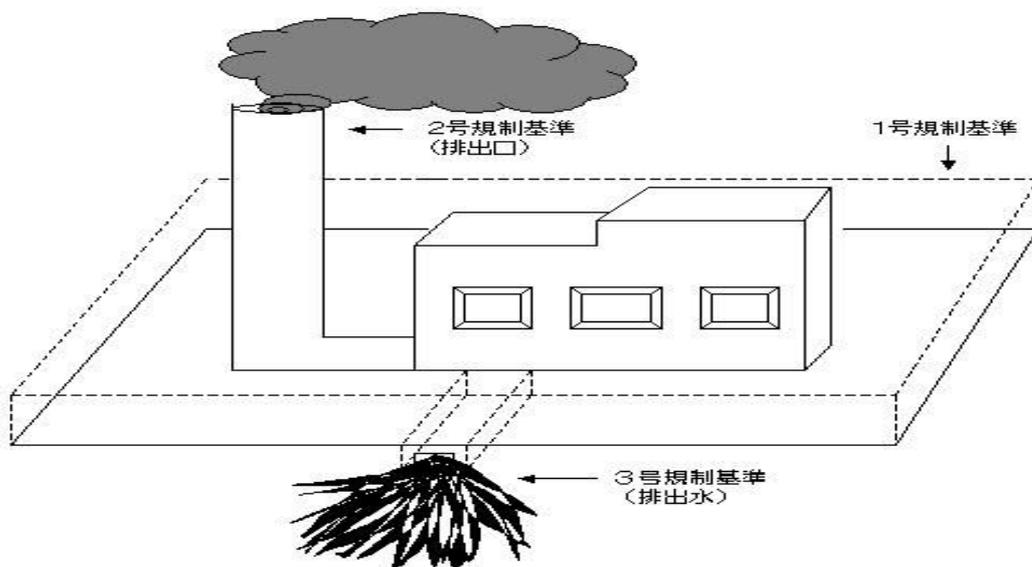


表 8-1 悪臭防止法規制基準（敷地境界）

| 悪臭物質の種類 | 1号規制 (ppm) | 2号規制 | 3号規制 | 臭い | 主な発生源 |
|--------------|---------------|------|------|----------------|----------------------|
| アンモニア | 1 | ○ | | し尿のような臭い | 畜産事業場、化製場、し尿処理場 |
| メチルメルカプタン | 0.002 | | ○ | 腐ったタマネギのような臭い | パルプ製造工場、化製場、し尿処理場 |
| 硫化水素 | 0.02 | ○ | ○ | 腐った卵のような臭い | 畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場 |
| 硫化メチル | 0.01 | | ○ | 腐ったキャベツのような臭い | パルプ製造工場、し尿処理場、化製場 |
| 二硫化メチル | 0.009 | | ○ | 腐ったキャベツのような臭い | パルプ製造工場、し尿処理場、化製場 |
| トリメチルアミン | 0.005 | ○ | | 腐った魚のような臭い | 畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場等 |
| アセトアルデヒド | 0.05 | | | 刺激的な青ぐさい臭い | 化学工場、魚腸骨処理場、タバコ製造工場等 |
| スチレン | 0.4 | | | 都市ガスのような臭い | 化学工場、FRP 製品製造工場 |
| プロピオン酸 | 0.03 | | | 刺激的なすっぱい臭い | 脂肪酸製造工場、染色工場等 |
| ノルマル酪酸 | 0.001 | | | 汗くさい臭い | 畜産事業場、化製場、でんぷん工場等 |
| ノルマル吉草酸 | 0.0009 | | | むれた靴下の臭い | 畜産事業場、化製場、でんぷん工場等 |
| イソ吉草酸 | 0.001 | | | むれた靴下の臭い | 畜産事業場、化製場、でんぷん工場等 |
| プロピオンアルデヒド | 0.05 | ○ | | 刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い | 焼付け塗装工程を有する事業場等 |
| ノルマルブチルアルデヒド | 0.009 | ○ | | 刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い | 焼付け塗装工程を有する事業場等 |
| イソブチルアルデヒド | 0.02 | ○ | | 刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い | 焼付け塗装工程を有する事業場等 |
| ノルマルパレルアルデヒド | 0.009 | ○ | | むせるような甘酸っぱい臭い | 焼付け塗装工程を有する事業場等 |
| イソパレルアルデヒド | 0.003 | ○ | | むせるような甘酸っぱい臭い | 焼付け塗装工程を有する事業場等 |
| イソブタノール | 0.9 | ○ | | 刺激的な発酵した臭い | 塗装工程を有する事業場等 |
| 酢酸エチル | 3 | ○ | | 刺激的なシンナーのような臭い | 塗装工程又は印刷工程を有する事業場等 |
| メチルイソブチルケトン | 1 | ○ | | 刺激的なシンナーのような臭い | 塗装工程又は印刷工程を有する事業場等 |
| トルエン | 10 | | | ガソリンのような臭い | 塗装工程又は印刷工程を有する事業場等 |
| キシレン | 1 | | | ガソリンのような臭い | 塗装工程又は印刷工程を有する事業場等 |

表 8-2 臭気強度（6段階臭気強度表示法）

| 臭気強度 | 内 容 |
|------|---------------------------|
| 0 | 無臭 |
| 1 | やっと感知できるにおい(検知閾値濃度) |
| 2 | 何のにおいであるかわかる弱いにおい(認知閾値濃度) |
| 3 | らくに感知できるにおい |
| 4 | 強いにおい |
| 5 | 強烈なにおい |

表 8-3 臭気濃度の千葉県指導目標値

| 地域区分 | 臭気濃度 | | 臭気濃度より換算した臭気指数(※) | |
|---|---------|-------|-------------------|-------|
| | 排出口 | 敷地境界線 | 排出口 | 敷地境界線 |
| 第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域 | 500程度 | 15程度 | 27程度 | 12程度 |
| 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 市街化調整区域 | 1,000程度 | 20程度 | 30程度 | 13程度 |
| 工業地域 工業専用地域 工業団地 | 2,000程度 | 25程度 | 33程度 | 14程度 |

※数式により県指導目標値を算出した値であり、県の定めた臭気指数ではない。

表 8-4 嗅覚測定法による規制（臭気強度と臭気指数の関係）

| 臭気強度 | 臭気指数の範囲 |
|------|---------|
| 2.5 | 10 ～ 15 |
| 3.0 | 12 ～ 18 |
| 3.5 | 14 ～ 21 |

表 8-5 市条例における悪臭に係る特定施設届出状況（H29.3.31現在）

| 施設の種類 | 特定工場数 | 特定施設数 |
|----------------|-------|-------|
| 食料品製造業 | 2 | 9 |
| 繊維工業 | 1 | 2 |
| 木材・紙製品製造業 | 0 | 0 |
| 出版・印刷業 | 3 | 4 |
| 化学工業 | 11 | 35 |
| ゴム製品製造業 | 2 | 3 |
| 窯業・土石製品製造業 | 3 | 5 |
| 鉄鋼・非鉄金属・機械製造業 | 20 | 47 |
| その他の製造業 | 5 | 15 |
| 廃棄物の処分の用に供する施設 | 17 | 17 |
| 合計 | 64 | 137 |

※特定工場数は工場が設置する施設のうち、代表的な施設をもって工場数としているため、工場数と施設数は直接対応しない。

IX 地盤沈下

地盤沈下とは、土地の表面が徐々に沈下する現象である。この現象は、地下水の過剰なくみ上げにより、帯水層となる砂礫層等の地下水位が下がり、隣接する粘土層等から地下水が絞り出され、構造的に弱い粘土層等が収縮することで生じる人為的要因と、地殻変動によって生じる自然的要因により引き起こされる。このうち、人為的要因である、地下水の不適正利用による地盤沈下は公害として取り扱われている。



写真；地盤沈下により相対的に
抜け上がった基礎

県及び市では条例により一定規模以上の揚水施設に地下水採取規制を行っており、また、沈下状況把握のため、県が水準測量による観測を昭和44年から実施している。なお、現在本市の水準点は32点か所ある（図9-1）。

過去5年間の用途別地下水利用状況は表9-1のとおりである。地下水の利用状況は、平成2、3年頃をピークとして揚水量、井戸本数ともに減少傾向であるが、近年は揚水量は微増傾向であり、井戸本数は横ばい状態である。

過去5年間の地盤の変動の年間値、5年間及び10年間の累積値は表9-2のとおりである。平成27年度における変動は、隆起が19地点で沈下が12地点で観測され、プラス4.6mmからマイナス1.7mmの間で変動が少なかった。累積値では、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震の影響と考えられる大きな変動があり沈下量が大きくなっている。

また、図9-2は県の観測開始時点からの代表的な水準点の沈下状況を示している。

表9-1 用途別地下水利用状況

上段：揚水量(m³/日)

下段：井戸本数

| | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 平均 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 工業用 | 13,453 | 13,360 | 13,524 | 13,720 | 13,939 | 13,446 |
| | 129 | 128 | 126 | 123 | | 128 |
| 建築物用 | 774 | 866 | 1,093 | 632 | 602 | 770 |
| | 19 | 19 | 18 | 18 | | 19 |
| 水道用 | 2,383 | 2,237 | 1,677 | 1,481 | 1,388 | 1,873 |
| | 24 | 23 | 22 | 22 | | 23 |
| 農業用 | 10,747 | 9,151 | 9,319 | 11,065 | 10,757 | 11,234 |
| | 350 | 344 | 340 | 336 | | 344 |
| その他 | 2,777 | 2,824 | 2,287 | 2,338 | 2,450 | 2,605 |
| | 13 | 12 | 12 | 13 | | 13 |
| 合計 | 30,134 | 28,438 | 27,900 | 29,236 | 29,136 | 29,928 |
| | 535 | 526 | 518 | 512 | | 526 |

図 9-1 水準点位置図

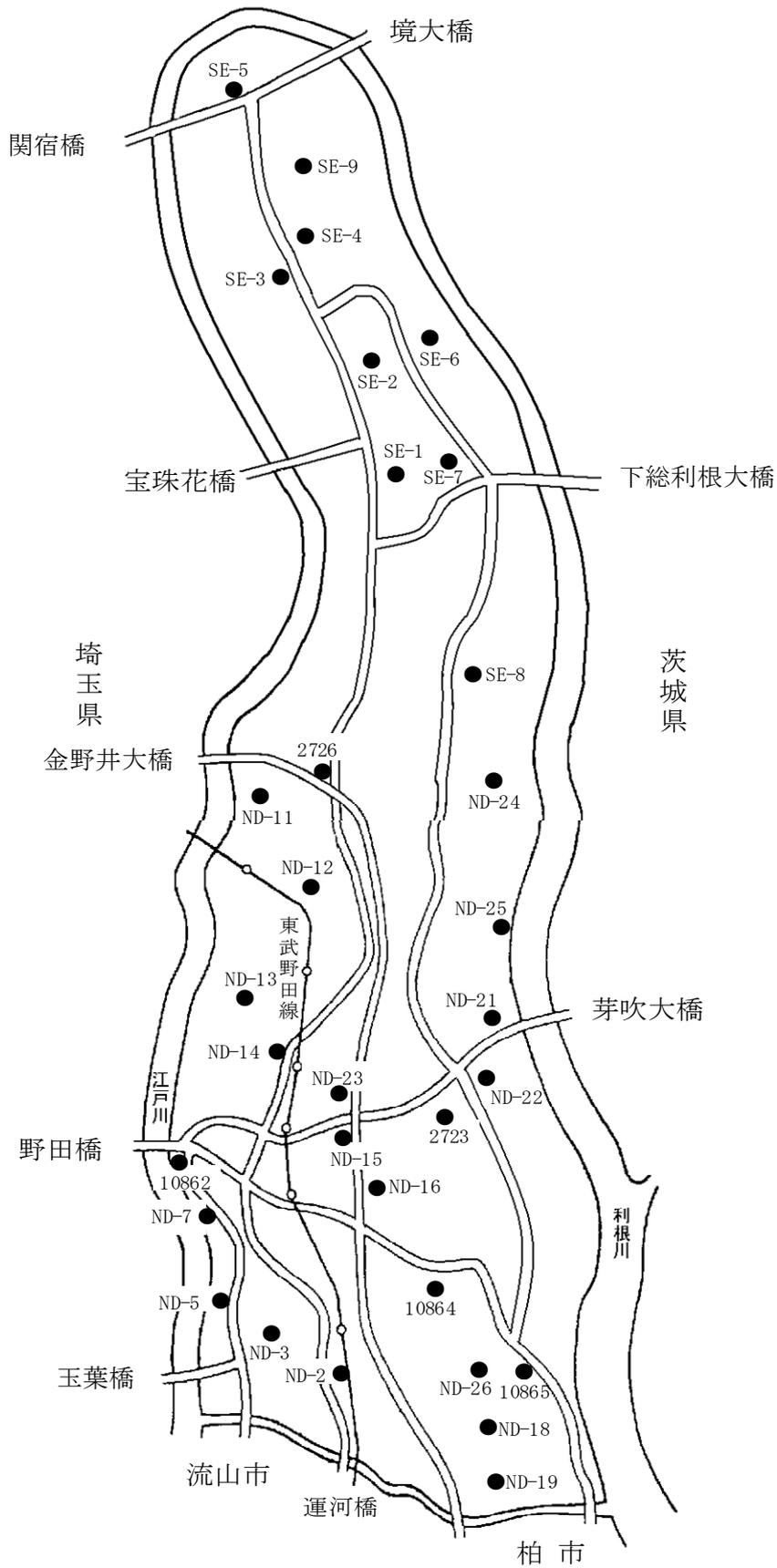


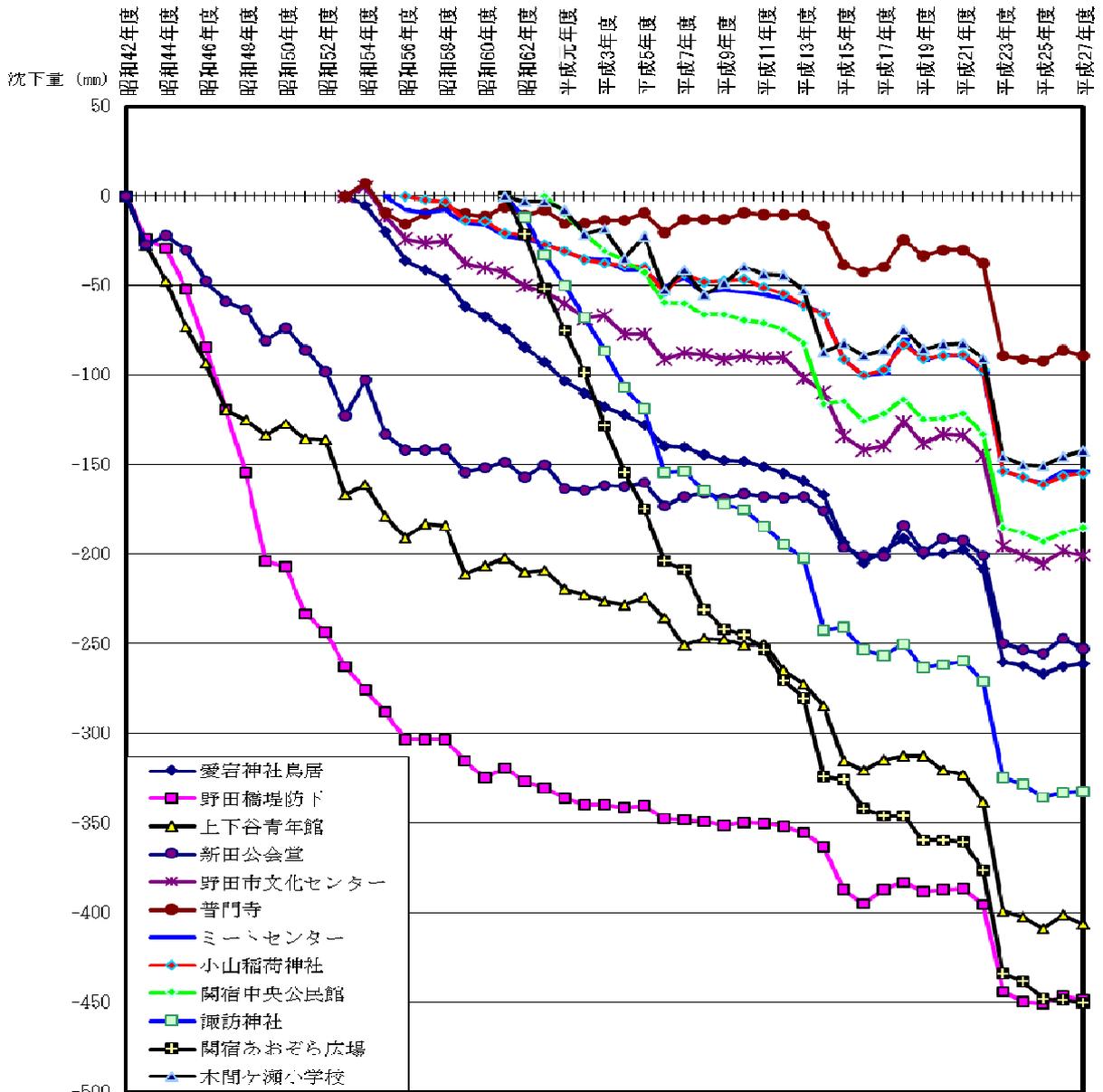
表 9-2 地盤沈下変動状況一覧

単位 ; mm/年

| 地区 | 目標 | 標石 | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 5 年累積 | 10 年累積 |
|------|---------------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|--------|
| 目 吹 | 東部中学校前 | 2723 | -3.90 | -3.20 | 6.50 | 1.00 | | | |
| 中 里 | 愛宕神社鳥居 | 2726 | -2.10 | -5.00 | 4.60 | 3.60 | | | |
| 中野台 | 野田橋堤防下 | 10862 | -5.70 | -1.00 | 4.30 | 0.20 | | | |
| 大殿井 | 香取神社 | 10864 | -1.70 | -3.70 | 7.50 | -1.50 | | | |
| 瀬 戸 | 瀬戸稲荷神社 | 10865 | -3.10 | -3.50 | 8.20 | -0.80 | | | |
| 山 崎 | 新田公会堂 | ND-2 | -3.60 | -2.10 | 8.50 | -2.50 | | | |
| 今 上 | 上下谷青年館 | ND-3 | -3.00 | -6.60 | 7.70 | -2.00 | | | |
| 今 上 | 中組青年館内 | ND-5 | -4.50 | -3.60 | 6.60 | -1.70 | | | |
| 今 上 | キッコーマン第 2 作業場 | ND-7 | -6.50 | -1.70 | 6.70 | -1.20 | | | |
| 尾 崎 | 市立尾崎保育所 | ND-11 | -1.80 | -5.50 | 5.20 | 2.60 | | | |
| 七光台 | 野田食菌工業 | ND-12 | -2.20 | -4.50 | 5.20 | 1.80 | | | |
| 岩 名 | 岩名香取神社 | ND-13 | -3.70 | -3.00 | 5.70 | 1.70 | | | |
| 清 水 | 県立清水高校 | ND-14 | -4.10 | -2.70 | 5.80 | 0.60 | | | |
| 鶴 奉 | 野田市文化センター | ND-15 | -5.20 | -4.50 | 7.10 | 0.00 | | | |
| 横 内 | 浅野さく泉管工 | ND-16 | -3.00 | -2.90 | 7.00 | -0.60 | | | |
| 西三ヶ尾 | 香取神社 | ND-18 | -2.80 | -2.20 | 8.20 | -0.10 | | | |
| 下三ヶ尾 | 普門寺 | ND-19 | -2.20 | -0.90 | 6.30 | -0.30 | | | |
| 目 吹 | ミートセンター | ND-21 | -4.10 | -2.70 | 6.70 | 2.00 | | | |
| 目 吹 | 目吹香取神社 | ND-22 | -3.70 | -3.40 | 6.80 | 1.70 | | | |
| 柳 沢 | 東葛飾教育センター | ND-23 | -4.40 | -4.20 | 8.30 | -0.80 | | | |
| 小 山 | 小山稲荷神社 | ND-24 | -3.20 | -4.10 | 5.10 | 3.60 | | | |
| 船 形 | 船形島青年館 | ND-25 | -4.30 | -4.80 | 4.90 | 2.70 | | | |
| 二ツ塚 | 二ツ塚小学校 | ND-26 | -1.70 | -3.50 | 7.90 | -0.30 | | | |
| 東宝珠花 | 関宿中央公民館 | SE-1 | -3.10 | -4.90 | 4.80 | 4.90 | | | |
| 桐ヶ作 | 二川中学校 | SE-2 | -5.30 | -6.10 | 3.80 | 2.60 | | | |
| 新田戸 | 諏訪神社 | SE-3 | -3.80 | -7.50 | 2.80 | 2.00 | | | |
| 関宿台町 | 金龍院 | SE-4 | -3.90 | -9.30 | -0.10 | 1.80 | | | |
| 関宿町 | 関宿あおぞら広場 | SE-5 | -4.30 | -10.20 | -0.50 | -0.20 | | | |
| 古布内 | 八幡神社 | SE-6 | -10.60 | -0.30 | 3.10 | 3.30 | | | |
| 木間ヶ瀬 | 白山神社 | SE-7 | -2.70 | -5.50 | 5.20 | 3.90 | | | |
| 木間ヶ瀬 | 木間ヶ瀬小学校 | SE-8 | -4.80 | -0.30 | 5.40 | 4.60 | | | |
| 関宿台町 | 関宿中学校 | SE-9 | -4.40 | -9.60 | -0.10 | 0.50 | | | |

※ - は沈下を + は隆起を表している。

図 9-2 代表的な観測地点の経年地盤変動傾向図



- ※ 平成14年4月から、不動水準点の標高値が変更されたことにより、平成15年1月以後は、測地成果2000対応値となっている。
- ※ 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う地殻変動により、日本水準原点の高さが改正されたため、平成23年度以降の標高値は成果改定された固定点により計算されたものとなっている。
- ※ 平成23年度は東北地方太平洋沖地震の影響による大幅な沈下が見られる。
- ※ 上下谷青年館は平成19年度欠測
- ※ 銚子市の固定水準点である「千葉-1」について、平成26年度に国土地理院において標高の見直しが行われたため、千葉県全体の標高が改算された。

X 公害苦情

本市における平成 28 年度の公害苦情件数は 105 件で、27 年度に比べ 12 件減少した。なお、産業廃棄物処理施設への立入権限を平成 22 年度に県から付与されたことに伴い、平成 22 年度から産業廃棄物処理施設への立入も含めた件数とした。野焼き等による苦情を含む大気汚染に関する件数が 4 割弱を占めていた。また、騒音に関する苦情も 2 割を占め、最近の特徴として特定施設以外の近隣の悪臭の苦情が増加傾向を示している。種類別（表 10-1、-3、図 10-1）にみると大気汚染が 39 件と最も多く、次いで産業廃棄物処理施設への立入を含めたその他の 28 件、騒音 23 件、悪臭 12 件、水質汚濁 1 件、振動 2 件の順となった。このうち、大気汚染に関する苦情の大半は、屋外の燃焼行為によるものである。

表 10-1 公害の種類別苦情件数

単位:件

| 年度 種類 | 19年 | 20年 | 21年 | 22年 | 23年 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 大気汚染 | 71 | 62 | 65 | 44 | 58 | 58 | 55 | 34 | 46 | 39 |
| 水質汚濁 | 10 | 9 | 15 | 16 | 12 | 4 | 3 | 7 | 6 | 1 |
| 騒音 | 22 | 19 | 18 | 16 | 13 | 17 | 11 | 28 | 22 | 23 |
| 振動 | 3 | 0 | 4 | 3 | 7 | 6 | 3 | 1 | 2 | 2 |
| 悪臭 | 8 | 8 | 9 | 13 | 12 | 15 | 3 | 10 | 13 | 12 |
| 土壌汚染 | 0 | 2 | 0 | 3 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 地盤沈下 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 1 | 2 | 2 | 46 | 48 | 42 | 42 | 24 | 27 | 28 |
| 合計 | 115 | 102 | 113 | 141 | 151 | 143 | 117 | 104 | 117 | 105 |

図 10-1 公害の種類別苦情件数

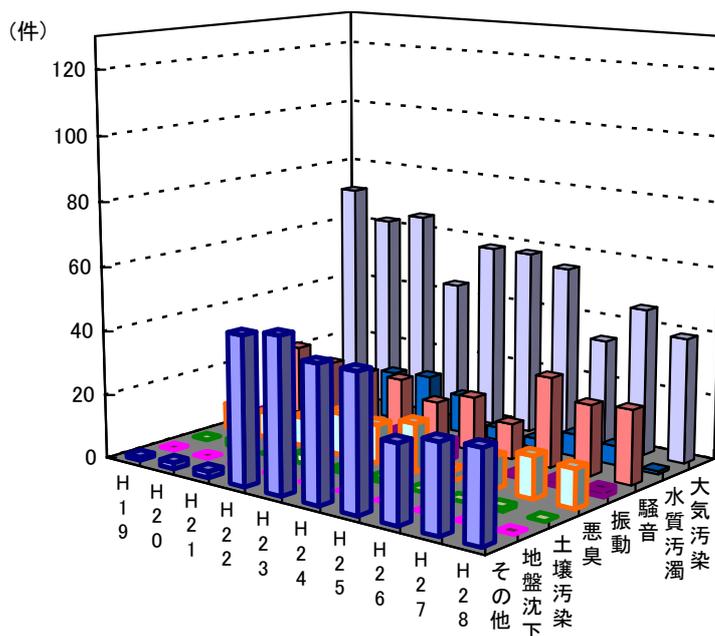


表 10-2 用途地域別公害苦情件数

単位：件

| 用途地域 \ 年 度 | 24 年 | 25 年 | 26 年 | 27 年 | 28 年 |
|--------------|------|------|------|------|------|
| 第一種低層住居専用地域 | 23 | 18 | 4 | 10 | 4 |
| 第二種低層住居専用地域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 第一種中高層住居専用地域 | 6 | 1 | 7 | 7 | 0 |
| 第二種中高層住居専用地域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 第一種住居地域 | 14 | 3 | 8 | 17 | 8 |
| 第二種住居地域 | 1 | 3 | 1 | 2 | 2 |
| 準住居地域 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 |
| 商業地域 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| 近隣商業地域 | 1 | 2 | 2 | 0 | 3 |
| 準工業地域 | 0 | 1 | 4 | 1 | 2 |
| 工業地域 | 3 | 1 | 3 | 2 | 0 |
| 工業専用地域 | 31 | 33 | 26 | 22 | 24 |
| 市街化調整区域 | 63 | 53 | 48 | 54 | 62 |
| 合 計 | 143 | 117 | 104 | 117 | 105 |

図 10-2 用地地域別公害苦情件数（平成 28 年度）

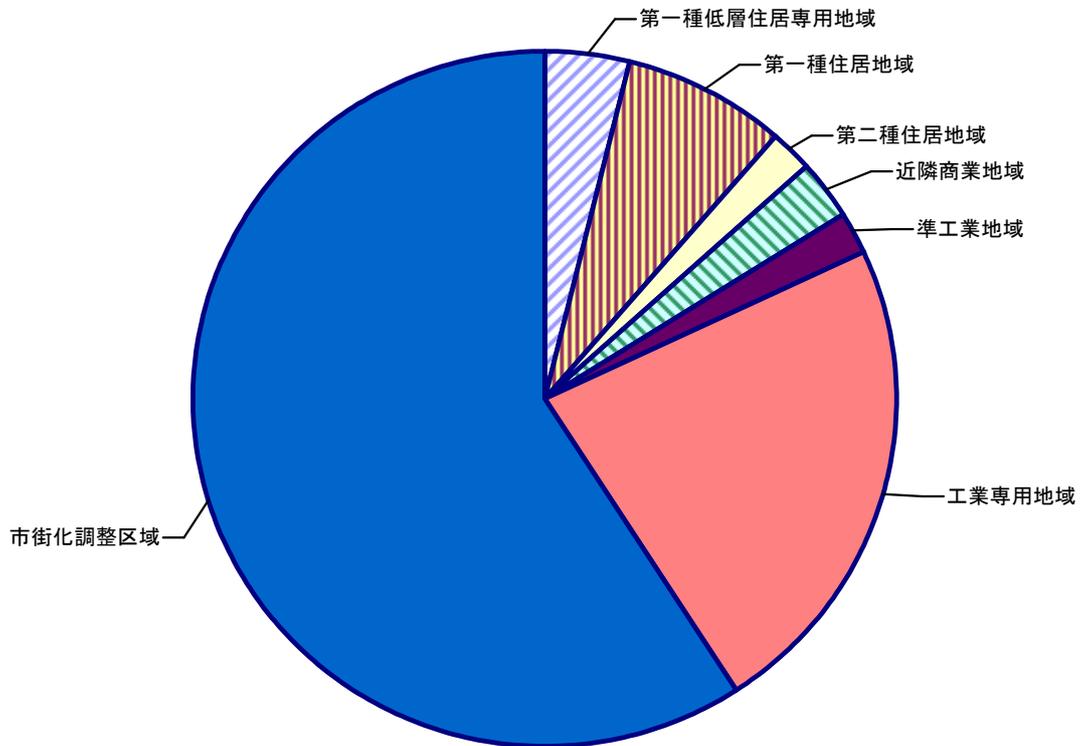


表 10-3 用途地域別・種類別苦情発生件数（平成 28 年度）

| | 典型 7 公害 | | | | | | | 左記 以外 | 合計 | 構成 比率 (%) |
|--------------|----------|----------|----|----|----|----------|----------|----------|-----|-----------------|
| | 大気 汚染 | 水質 汚濁 | 騒音 | 振動 | 悪臭 | 土壌 汚染 | 地盤 沈下 | | | |
| 第一種低層住居専用地域 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 3.8 |
| 第二種低層住居専用地域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 第一種中高層住居専用地域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 第二種中高層住居専用地域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 第一種住居地域 | 2 | 0 | 2 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 8 | 7.6 |
| 第二種住居地域 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1.9 |
| 準住居地域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 商業地域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 近隣商業地域 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 3 | 2.9 |
| 準工業地域 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1.9 |
| 工業地域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 工業専用地域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 24 | 24 | 22.9 |
| 市街化調整区域 | 33 | 1 | 18 | 1 | 5 | 0 | 0 | 4 | 62 | 59.0 |
| 合計 | 39 | 1 | 23 | 2 | 12 | 0 | 0 | 28 | 105 | 100.0 |



写真：野焼き行為による大気汚染・悪臭問題

表 10-4 発生源別苦情件数一覧

| 種 類 | 年 度 | | | | | | | | | | |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---|
| | 19年 | 20年 | 21年 | 22年 | 23年 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | |
| 食料品 | 2 | 3 | 5 | 4 | 1 | 0 | 1 | 2 | 2 | 0 | |
| 繊維・衣料 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 木材・木製品 | 4 | 3 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 3 | |
| パルプ・紙製品 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 化学・石油 | 2 | 2 | 1 | 2 | 2 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | |
| 窯業・土石 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 鉄鋼・金属 | 4 | 3 | 3 | 0 | 1 | 1 | 5 | 7 | 5 | 3 | |
| 機械器具 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| その他製造 | 10 | 6 | 3 | 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 1 | 2 | |
| 修理工場 | 1 | 1 | 3 | 1 | 4 | 0 | 0 | 1 | 8 | 5 | |
| 建設土木工事 | 17 | 11 | 14 | 5 | 12 | 14 | 9 | 10 | 12 | 6 | |
| 交通機関 | 自動車 | 3 | 4 | 3 | 5 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 4 |
| | 鉄道 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 牧畜・養鶏 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | |
| 下水・清掃 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 娯楽施設 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | |
| 家庭生活 | 29 | 32 | 31 | 41 | 28 | 34 | 27 | 25 | 33 | 30 | |
| 商店・飲食店 | 6 | 2 | 3 | 3 | 4 | 8 | 5 | 3 | 5 | 4 | |
| 事務所 | 2 | 3 | 5 | 3 | 0 | 3 | 0 | 1 | 1 | 3 | |
| クリーニング・理容・浴場 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 廃品回収業 | 6 | 4 | 9 | 4 | 5 | 0 | 6 | 0 | 1 | 0 | |
| 教育関連施設 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 2 | 0 | |
| 農作業 | 6 | 5 | 8 | 3 | 15 | 8 | 9 | 3 | 1 | 2 | |
| その他 | 14 | 13 | 7 | 53 | 54 | 46 | 43 | 36 | 38 | 38 | |
| 不明 | 7 | 7 | 13 | 15 | 16 | 16 | 8 | 10 | 5 | 5 | |
| 合 計 | 115 | 102 | 113 | 141 | 151 | 143 | 117 | 104 | 117 | 105 | |

XI 環境保全

1 あき地等の除草

適切に管理されていないあき地等に雑草等が繁茂すると、梅雨から夏にかけて害虫が発生し、冬には枯れて火災発生の原因となるため、市街化区域のあき地等の所有者に対し、雑草の処理について文書等による指導を行い未然防止に努めている。また、あき地等の雑草を自分で処理する所有者のために草刈機の貸出しも行っている。

年度別処理状況を表 11-1 に示す。

表 11-1 年度別処理状況

| 年度 | 指導 | | 処理 | |
|---------|---------------------------|---------|------------------------------------|----------------|
| | 面積 | 筆数 | 面積 | 筆数 |
| 平成 26 年 | 285,336.80 m ² | 979 筆 | 168,165.00 m ² (58.94%) | 532 筆 (54.34%) |
| 平成 27 年 | 426,837.66 m ² | 954 筆 | 210,023.42 m ² (49.20%) | 524 筆 (54.93%) |
| 平成 28 年 | 405,813.53 m ² | 1,001 筆 | 195,812.67 m ² (48.25%) | 575 筆 (57.44%) |

2 畜犬登録

狂犬病予防法では、生後 91 日以上の犬の所有者は、その犬を登録し、狂犬病予防注射を受けさせなければならない。

登録及び予防接種の実施率向上のため、毎年 4 月、地区ごとに会場を設けて集合注射を行っている。

集合注射年度別・会場別頭数を表 11-2 に示す。

表 11-2 集合注射年度別・会場別頭数

| 会場 | 27年 | 28年 | 会場 | 27年 | 28年 |
|-------------------------|-----|-----|---------------|-------|-------|
| 上花輪香取神社 | 70 | 72 | 飯塚白山神社 | 53 | 56 |
| 中根鹿島神社 | 65 | 52 | 出洲会館 | 16 | 18 |
| 愛宕児童遊園 | 44 | 46 | 木間ヶ瀬公民館 | 55 | 58 |
| 花井自治会館(27年) | 75 | — | 下根香取神社 | 22 | 20 |
| 花井一丁目公園(28年) | — | 68 | 岩名真光寺駐車場 | 46 | 50 |
| 野田中央幼稚園 第二グラウンド(二中裏) | 77 | 75 | 北部公民館 | 50 | 59 |
| 小計 | 331 | 313 | 川間駅南第二公園 | 30 | 46 |
| 西亀山青年館 | 62 | 42 | 小計 | 272 | 307 |
| 島会館 | 69 | 56 | 大殿井自治会館 | 48 | 39 |
| 東新田自治会館 | 80 | 57 | 福田新町自治会館 | 28 | 16 |
| 南部梅郷公民館 | 134 | 100 | 福田公民館 | 110 | 93 |
| 今上下組自治会館 | 16 | 18 | 梅郷4号公園 | 82 | 62 |
| みずき公園 | — | 77 | 西三ヶ尾自治会館 | 39 | 21 |
| 小計 | 361 | 350 | 小計 | 307 | 231 |
| 阿部自治会館 | 31 | 22 | 柏寺香取神社 | 40 | 26 |
| 川間公民館 | 57 | 46 | 新田戸諏訪神社 | 48 | 52 |
| 清水市民の森 | 54 | 41 | 下納谷集会所 | 24 | 25 |
| 清水八幡神社 | 52 | 43 | 関宿公民館 | 35 | 31 |
| 西光院駐車場 | 25 | 17 | 二川公民館 | 49 | 49 |
| 中野台鹿島神社 | 80 | 50 | 関宿総合公園ゲートホール場 | 48 | 38 |
| 上花輪新町公園 | 68 | 46 | 小計 | 244 | 221 |
| 小計 | 367 | 265 | 尾崎南第一公園 | 66 | 69 |
| 小山自治会館 | 26 | 24 | 尾崎保育所 | 51 | 54 |
| 船形中央会館 | 59 | 48 | 川間駅南第四公園 | 72 | 68 |
| 目吹5区消防団詰所 | 22 | 23 | 七光台会館 | 56 | 64 |
| 目吹1区観音様境内 | 19 | 31 | 蕃昌児童遊園 | 25 | 30 |
| 東部公民館 | 45 | 45 | 谷吉会館 | 33 | 43 |
| 柳沢稲荷神社 | 32 | 44 | 小計 | 303 | 328 |
| 小計 | 203 | 215 | 野田市役所 | 882 | 789 |
| | | | 関宿保健センター | 134 | 108 |
| | | | 集合合計 | 3,404 | 3,127 |
| | | | 個別 | 4,020 | 4,124 |
| | | | 総合計 | 7,424 | 7,251 |

3 環境美化

(1) 環境美化負担金交付

街の環境美化を図るため、不法投棄清掃、側溝清掃及び市道等の雑草除去を行った自治会等に対し、作業員1名につき250円、作業車1台につき500円の負担金を交付している。

年度別環境美化負担金交付状況を表11-3に示す。

表 11-3 年度別環境美化負担金交付状況

| 年度 | 交付申請団体数 | 参加人員 | 車両数 | 負担金交付額 |
|-------|---------|---------|------|------------|
| 平成26年 | 202 | 25,737名 | 103台 | 6,485,750円 |
| 平成27年 | 208 | 27,212名 | 107台 | 6,856,500円 |
| 平成28年 | 217 | 27,751名 | 128台 | 7,001,750円 |

(2) ゴミゼロ運動及び江戸川クリーン大作戦

毎年5月30日（ゴミゼロの日）を中心に、関東甲信越静1都10県知事会の提唱によるゴミゼロ運動、及び国土交通省が主体となり実施する江戸川クリーン大作戦を、平成28年5月29日（日曜日）に開催した。

年度別参加人数等を表11-4に示す。

表 11-4 年度別参加人数等

| 年度 | ゴミゼロ運動 | | | 江戸川クリーン大作戦 | | |
|-------|--------|------|-------|------------|--------|---------|
| | 参加団体数 | 参加人数 | 収集量 | 参加団体数 | 参加人数 | 収集量 |
| 平成26年 | 31 | 868名 | 440kg | 62 | 1,093名 | 710kg |
| 平成27年 | 33 | 834名 | 550kg | 65 | 1,034名 | 850kg |
| 平成28年 | 34 | 752名 | 660kg | 54 | 1,101名 | 1,120kg |

4 ポイ捨て等禁止重点区域について

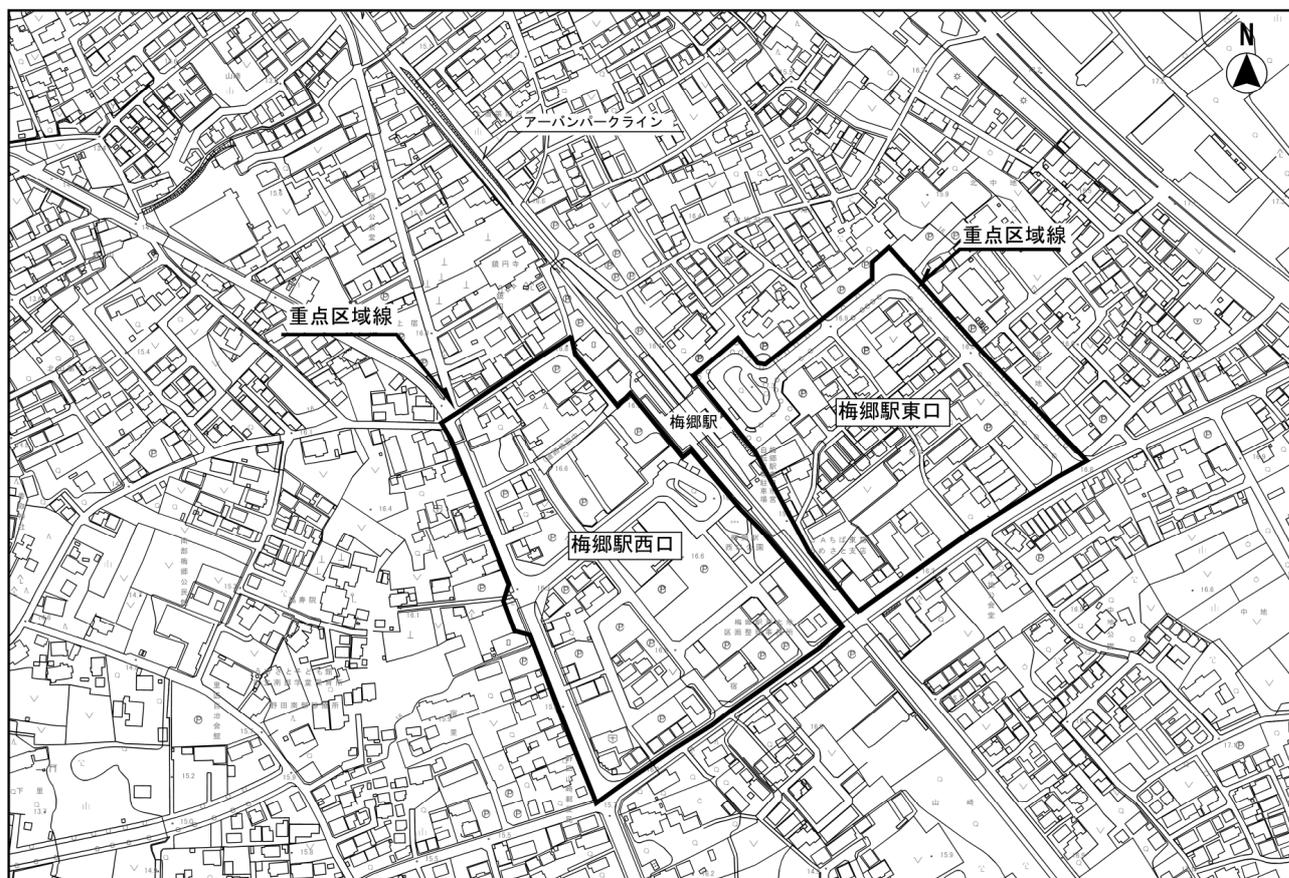
野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例第11条に基づき、平成28年4月1日に指定した重点区域（図11-1に示す）において、午前7時30分から8時30分までと午後5時30分から午後6時30分までの時間帯に月3回のパトロールを実施し、ポイ捨て状況の把握及び違反喫煙者の有無を確認し、歩行喫煙者や携帯灰皿を使用していない違反行為者に対し、歩行喫煙等が禁止行為であることや重点区域内であることを周知し指導を行った。

年度別重点区域内指導件数を表11-5に示す。

表 11-5 年度別重点区域内指導件数

| 年度 | 指導件数 | | |
|-------|---------|---------|-----|
| | 梅郷駅東口周辺 | 梅郷駅西口周辺 | 合計 |
| 平成28年 | 96 | 58 | 154 |

図 11-1 ポイ捨て等禁止重点区域



5 土砂等による埋立て

300 m²以上の土地において土砂等（残土）による埋立て等を行う場合には、「野田市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積並びに土地の掘削行為の規則に関する条例」により許可制とし、あわせて監視、指導を行っていた。

また、許可申請のあった埋立て等について、その指導及び規制事務の総合調整を行うため、埋立問題調整会議を設置しており、条例の適用されない農地においても調整を行っていた。

しかし、「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」が制定され、3,000 m²以上の埋立て等は県条例が適用されることになったため、本市においても「野田市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を制定、300 m²以上 3,000 m²未満の埋立て等を規制することになり、ともに平成 10 年 1 月 1 日に施行されている。新条例においては他法令の許可を得て行う埋立て等（農地埋立て等）についても条例が適用されることとなった。

年度別許可状況を表 11-6 に、県条例の許可に係る市への意見照会件数を表 11-7 に示す。

表 11-6 年度別許可状況

<市条例許可状況>

| 年 度 | 申請件数 | 面積 | 許可件数 | 取り下げ件数 |
|---------|------|--------------------------|------|--------|
| 平成 26 年 | 15 | 25,127.24 m ² | 14 | 0 |
| 平成 27 年 | 9 | 19,030.57 m ² | 9 | 1 |
| 平成 28 年 | 7 | 10,533.58 m ² | 6 | 0 |

<市条例変更許可状況(許可期間変更等)>

| 年 度 | 申請件数 | 許可件数 | 取り下げ件数 |
|---------|------|------|--------|
| 平成 26 年 | 3 | 3 | 0 |
| 平成 27 年 | 5 | 5 | 0 |
| 平成 28 年 | 6 | 6 | 0 |

表 11-7 県条例の許可に係る市への意見照会件数

| 年 度 | 件数 | 面積 |
|---------|----|--------------------------|
| 平成 26 年 | 2 | 20,990.14 m ² |
| 平成 27 年 | 1 | 27,948.22 m ² |
| 平成 28 年 | 1 | 8,478.15 m ² |

XII 放射能

1 放射性物質除染計画

(1) 放射性物質除染計画

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う、東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染が、関東地方にまで広がり、本市でも放射性物質が人の健康や生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することが喫緊の課題となった。

本市では、成人より放射線による影響が大きい子どもたちが、安心して生活できる環境を取り戻すことに重点を置き、子どもの利用が多い小・中学校、公園等の除染を優先させた、国よりも厳しい市独自基準の「野田市放射性物質除染計画」を策定した。本計画の居住空間における除染基準は、国の「地表 1 メートル空間放射線量率毎時 0.23 マイクロシーベルト以上」を採用せず、より厳しい「地表 5 センチメートルの空間放射線量率が毎時 0.23 マイクロシーベルト以上」の箇所とし、除染後に市全域において追加被ばく線量が、年間 1 ミリシーベルト以下となることを目指した。また、農地は、周辺に及ぼす影響を勘案し、「地表 1 メートルの空間放射線量率が毎時 0.23 マイクロシーベルト以上」の箇所を除染の対象とした。

除染の進捗状況は、子どもの利用が多い公共施設は平成 23 年度に概ね完了し、その他の施設も平成 24 年度中に完了した。また、私有地の除染は、平成 24 年度に除染申請のあった 1826 件を平成 25 年 5 月までに完了した。

現在の放射性物質対策としては、公共施設は年に 1 回以上測定を行い、空間放射線量率を監視し、基準値以上の箇所が確認された場合には速やかに除染を実施することとし、また、私有地は空間放射線量率測定器の貸出を継続し、市民自ら計測して野田市の基準値以上の箇所が出た場合には、市が再度測定し、除染が必要な場合は速やかに対処している。

平成 28 年度は、小中学校の太陽光パネル屋根貸事業の実施に伴い屋上側溝に堆積した汚泥の空間線量を測定高 5 センチメートルで測定したところ、毎時 0.23 マイクロシーベルトの基準を超える学校が 5 校あり汚泥を約 5 m³撤去した。なお、屋上のある小中学校及び幼稚園の屋上（側溝汚泥を撤去した 5 校を含む）の空間線量を測定したところ、毎時 0.23 マイクロシーベルトを超えた学校はありません。

除染の対象施設を表 12-1 に示す。

表12-1 除染対象施設一覧

《除染対象の区分》

| 除染対象区分名 | 主な施設 |
|-------------------|--|
| 子どもが利用する公共施設等 | 市立の保育所・学童保育所・幼稚園・子ども館・小学校・中学校、私立の保育園・幼稚園・中学校、公園、児童遊園、道路（通学路）等 |
| 上記を除く市民が利用する公共施設等 | 多数の市民が利用する施設（市役所、関宿支所、コミュニティセンター、保健センター、公民館、図書館、文化施設、福祉施設、自治会館等） |

| | |
|-----------------|----------------|
| 私有地（宅地等） | 原則として戸建て住宅等の敷地 |
| 農地等（休耕田、休耕畑を除く） | 田、畑、果樹園、牧草地 |

2 空間放射線量率測定結果

本市では、平成23年6月7日より市内9か所において、空間放射線量率の定点測定を開始した。測定箇所及び主要な測定結果を表12-2に示す。

表12-2 空間放射線量率測定結果

| No | 測定地 (所在地) | 測定場所 (地面の形状) | 測定高 | ① | ② | ③= | ④= |
|----|------------------------|-----------------|-------|---------------|---------|------|-------|
| | | | | H23.6.7 | H29.2.7 | ①-② | ③/① |
| | | | | 空間放射線量率 | | 減少量 | 減少率 |
| | | | | (マイクロシーベルト毎時) | | % | |
| 1 | 関宿小学校 (野田市関宿台町) | 校庭 (土) | 100cm | 0.13 | 0.05 | 0.08 | 61.54 |
| | | | 50cm | 0.12 | 0.06 | 0.06 | 50.00 |
| | | | 5cm | 0.14 | 0.06 | 0.08 | 57.14 |
| 2 | 二川小学校 (野田市桐ヶ作) | 校庭 (土) | 100cm | 0.08 | 0.04 | 0.04 | 50.00 |
| | | | 50cm | 0.08 | 0.04 | 0.04 | 50.00 |
| | | | 5cm | 0.09 | 0.05 | 0.04 | 44.44 |
| 3 | 木間ヶ瀬保育所 (野田市木間ヶ瀬) | 園庭 (土) | 100cm | 0.08 | 0.04 | 0.04 | 50.00 |
| | | | 50cm | 0.08 | 0.05 | 0.03 | 37.50 |
| | | | 5cm | 0.09 | 0.04 | 0.05 | 55.56 |
| 4 | 尾崎保育所 (野田市尾崎) | 園庭 (土) | 100cm | 0.08 | 0.04 | 0.04 | 50.00 |
| | | | 50cm | 0.09 | 0.04 | 0.05 | 55.56 |
| | | | 5cm | 0.11 | 0.04 | 0.07 | 63.64 |
| 5 | 川間駅南第1公園 (野田市岩名1丁目) | 公園 (土) | 100cm | 0.07 | 0.03 | 0.04 | 57.14 |
| | | | 50cm | 0.09 | 0.04 | 0.05 | 55.56 |
| | | | 5cm | 0.09 | 0.03 | 0.06 | 66.67 |
| 6 | 東部中学校 (野田市目吹) | 校庭 (土) | 100cm | 0.09 | 0.03 | 0.06 | 66.67 |
| | | | 50cm | 0.09 | 0.04 | 0.05 | 55.56 |
| | | | 5cm | 0.10 | 0.04 | 0.06 | 60.00 |
| 7 | 野田幼稚園 (野田市野田) | 園庭 (土) | 100cm | 0.11 | 0.05 | 0.06 | 54.55 |
| | | | 50cm | 0.11 | 0.07 | 0.04 | 36.36 |
| | | | 5cm | 0.13 | 0.06 | 0.07 | 53.85 |
| 8 | うめさと子ども館 (野田市山崎) | 園庭 (土) | 100cm | 0.13 | 0.05 | 0.08 | 61.54 |
| | | | 50cm | 0.17 | 0.05 | 0.12 | 70.59 |
| | | | 5cm | 0.25 | 0.05 | 0.02 | 80.00 |
| 9 | 福田保育所 (野田市木野崎) | 園庭 (土) | 100cm | 0.19 | 0.04 | 0.15 | 78.95 |
| | | | 50cm | 0.21 | 0.05 | 0.16 | 76.19 |
| | | | 5cm | 0.23 | 0.05 | 0.18 | 78.26 |

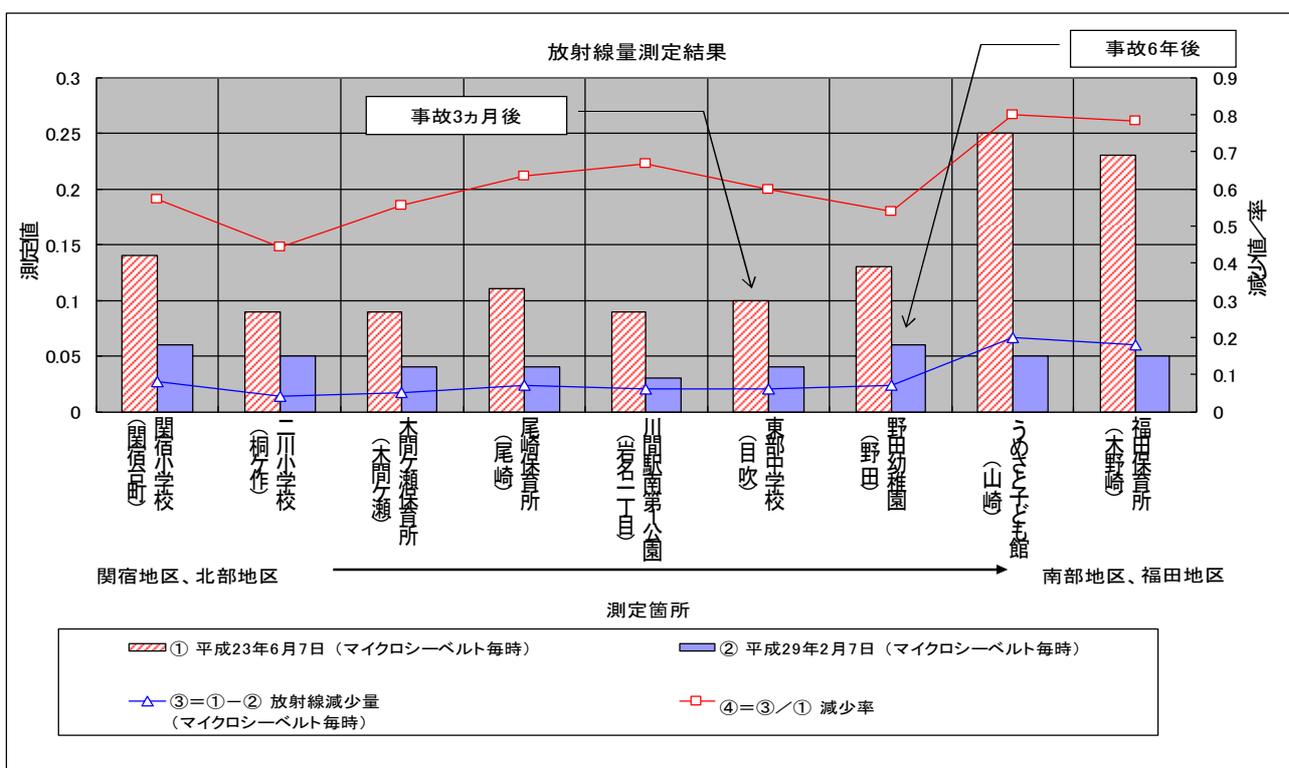
3 空間放射線量の分布と時間変動

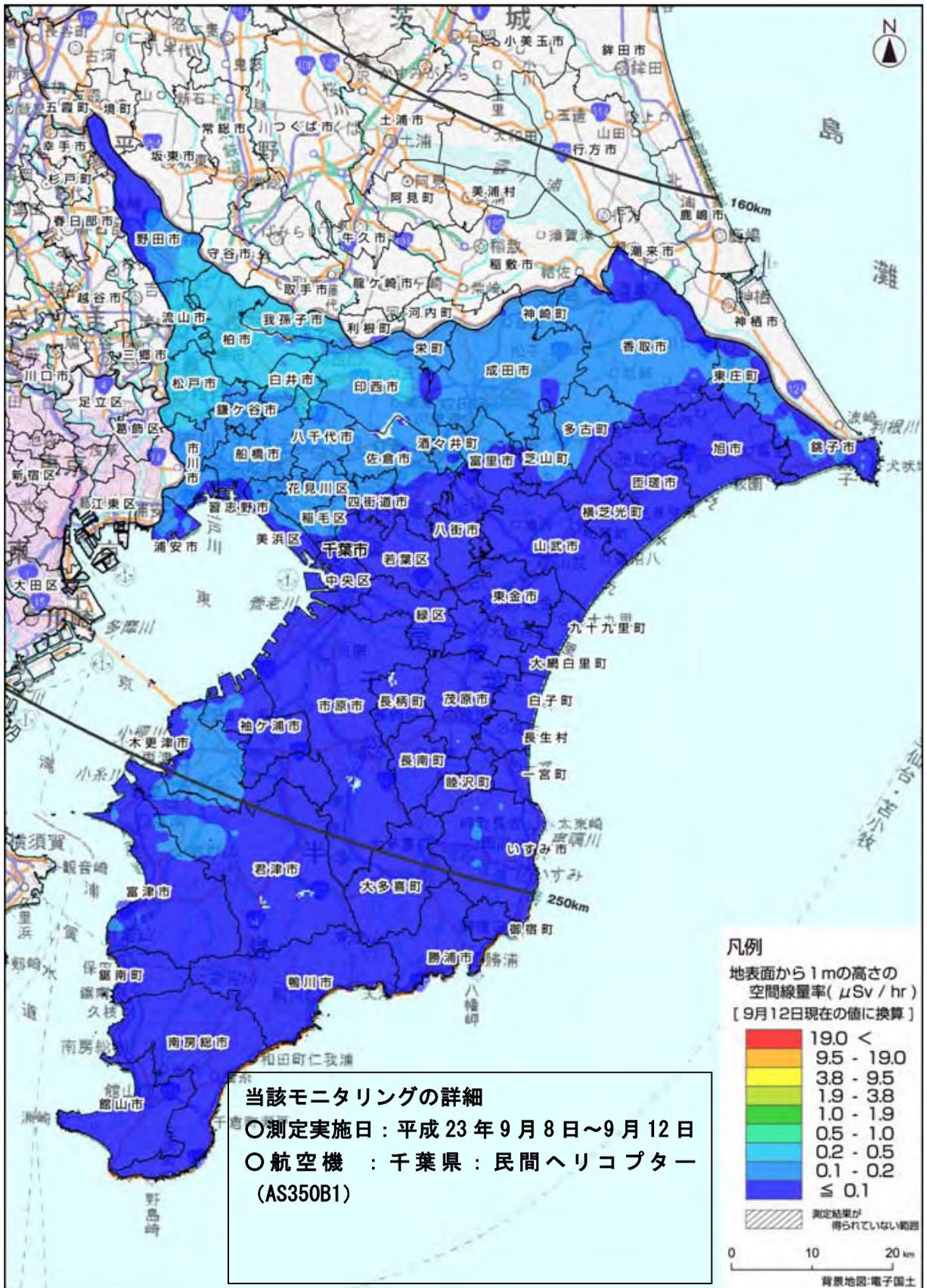
空間放射線量率の測定は、地域的な傾向を把握するため事故3カ月後の平成23年6月から、各地域1地点の定点測定を開始した。当初は南部・福田地域の測定地点で比較的高い値を示し、最大で毎時0.25マイクロシーベルトの場所があった。これは、文部科学省が実施した航空機モニタリングの結果と同様の傾向であった。

原子力発電所の事故3カ月後（平成23年6月）と約6年後（平成29年2月）の各地点における測定値を比較すると、平成28年度までに行った対策等により空間放射線量率が約36～80%低減されている。

今後も同一地点における空間放射線量率を継続的に測定し、変動を監視していく。

図12-1 空間放射線量分布及び減少状況





参考: 文部科学省による埼玉県及び千葉県内の航空機モニタリングの測定結果について
 (千葉県内の地表面から1m高さの空間線量率)
 文部科学省による埼玉県及び千葉県内の航空機モニタリング (平成23年9月29日発表) より

平成29年度 野田市環境調査報告書

発行年月：平成30年3月

編集／発行：野田市環境部環境保全課

〒278-8550 千葉県野田市鶴奉7-1

電話：04-7125-1111

この冊子は再生紙を使用しております。

平成29年度 第1回環境審議会

議案第3号 ポイ捨て等禁止重点区域について

- (1) ポイ捨て等禁止重点区域のパトロール結果について
- (2) 梅郷駅以外の駅周辺のポイ捨て等調査結果について

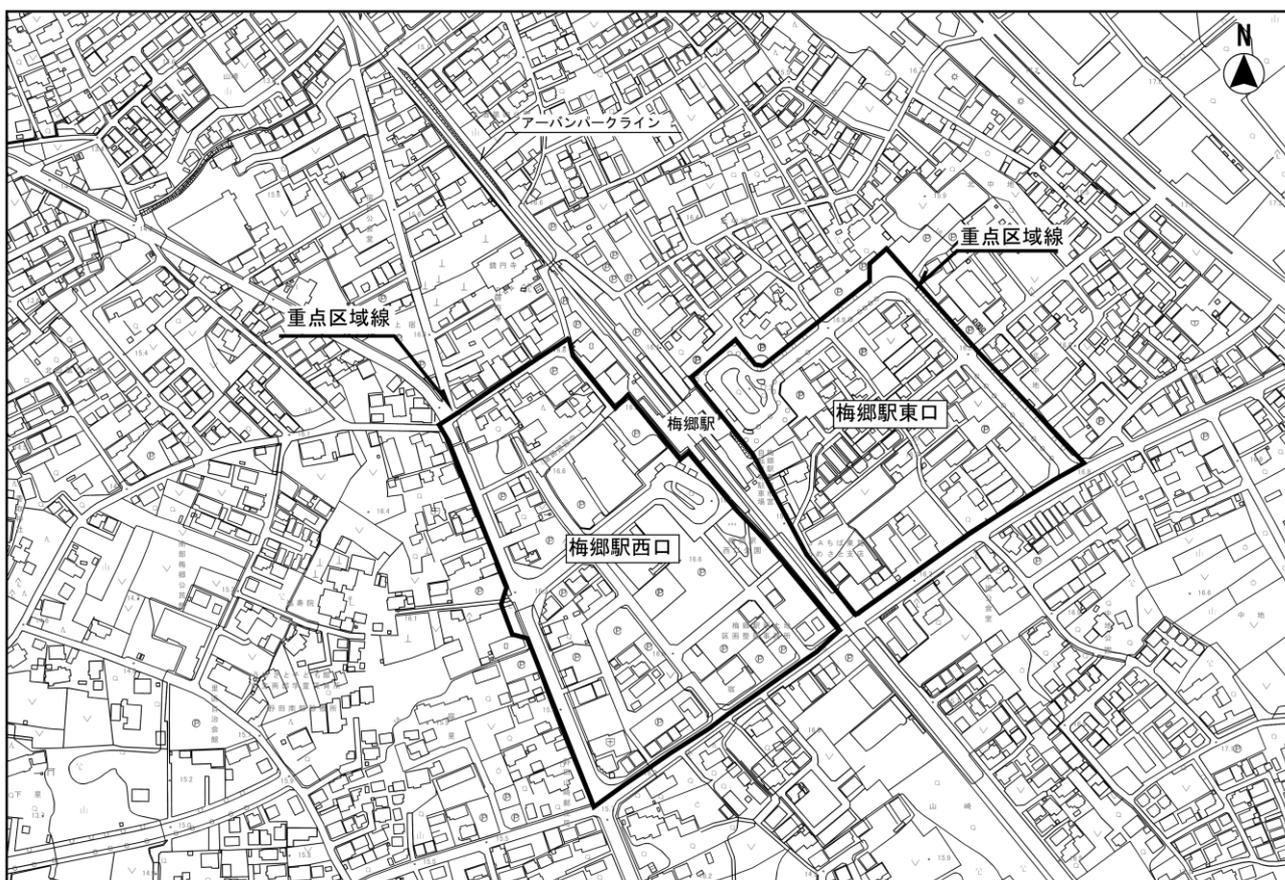
平成30年2月16日

1 ポイ捨て等禁止重点区域のパトロール結果について

野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例第11条に基づき、平成28年4月1日に指定した重点区域について、その効果を検証するため、重点区域内の路上喫煙やポイ捨ての現況調査を平成28年度に引き続き、29年度も実施しておりますので、29年12月までの調査結果を次のとおり報告します。

(1) 調査場所（下図のとおり）

- ① 梅郷駅東口周辺 約4.1h a
- ② 梅郷駅西口周辺 約5.4h a



(2) 調査期間

平成29年4月～平成29年12月
月3回 火曜日に実施

(3) 調査内容

重点区域内のポイ捨て状況を把握しながら違反喫煙者の有無を確認し、歩行喫煙者や携帯灰皿を使用していない違反行為者に対しては、歩行喫煙等が禁止行為であることや重点区域内であることを周知し指導する。

- ① 違反喫煙者 歩行喫煙者、携帯灰皿を使用していない喫煙者数の把握
調査時間 7:30～8:30、17:30～18:30
- ② ポイ捨て 吸殻、缶、ビン、ペットボトル等のポイ捨て状況の把握

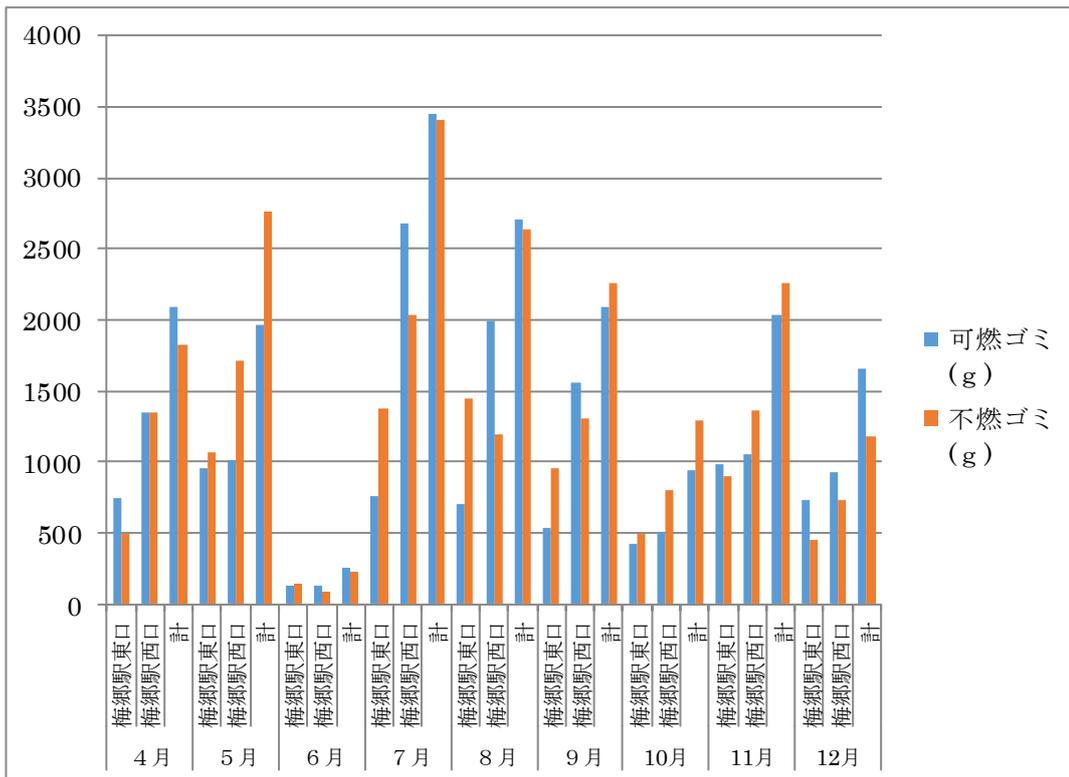
(4) 調査結果

① ポイ捨て状況

ア 可燃・不燃ごみ

図-1に示すとおり、6月、10月のゴミ量の減少は、雨天により調査回数が月2回に減じたことによるものであり、それ以外の月別変化は、7月にピークを迎え、その後減少傾向を示したが、11月に再度上昇するなど、28年度と同様な上下動を示しており、明確な重点区域指定による効果は表れていません。

図-1 ポイ捨て状況(可燃・不燃ごみ)



可燃ごみ

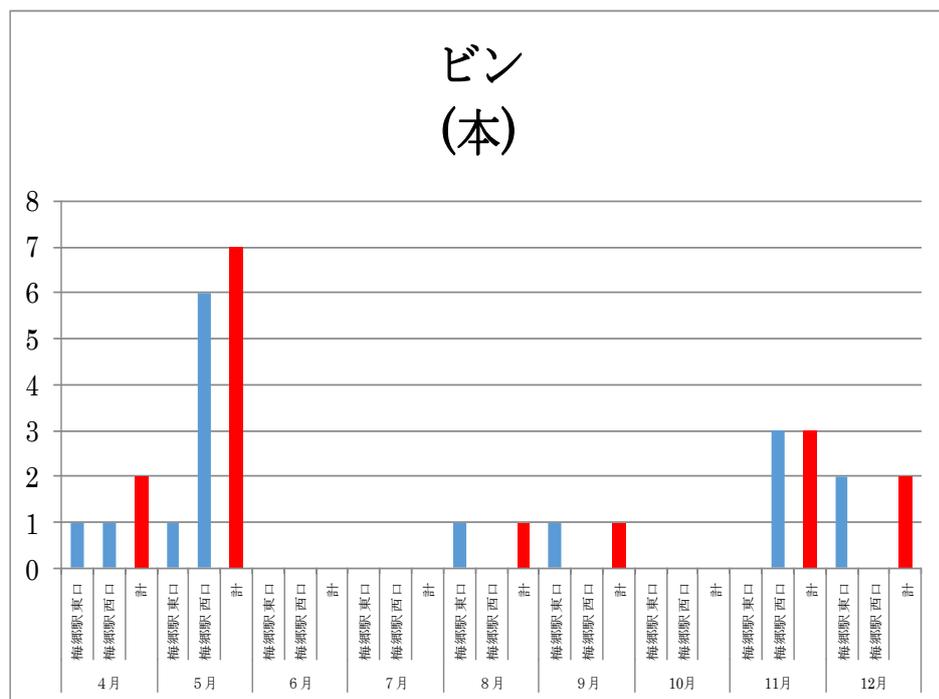
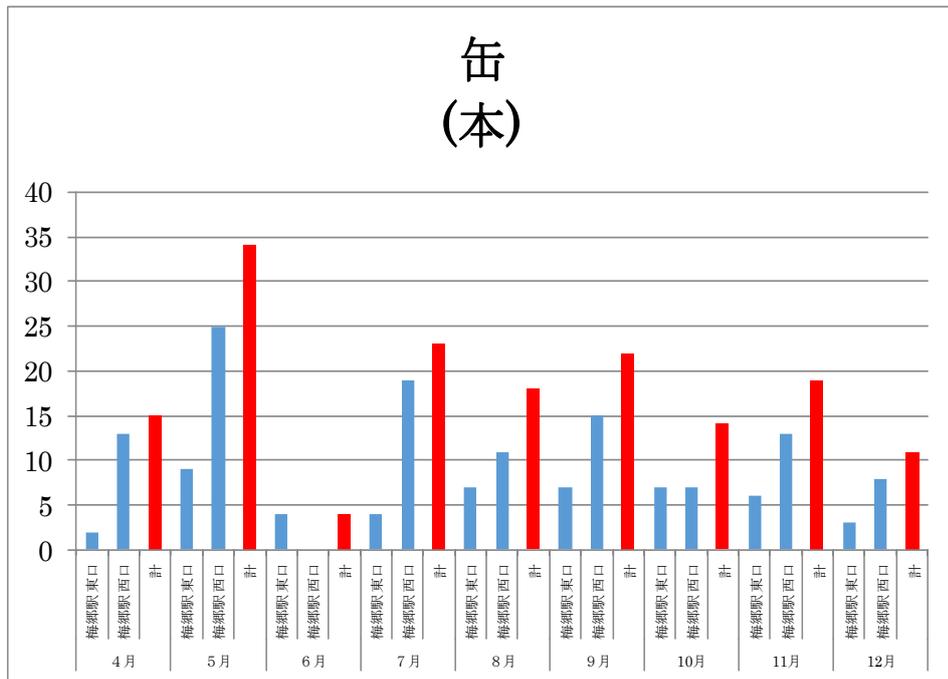


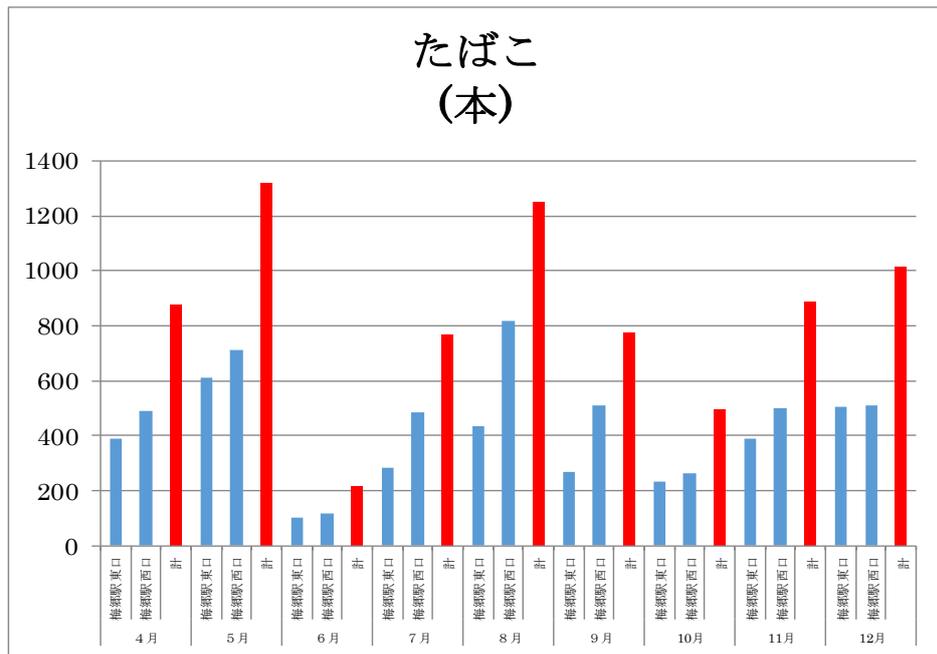
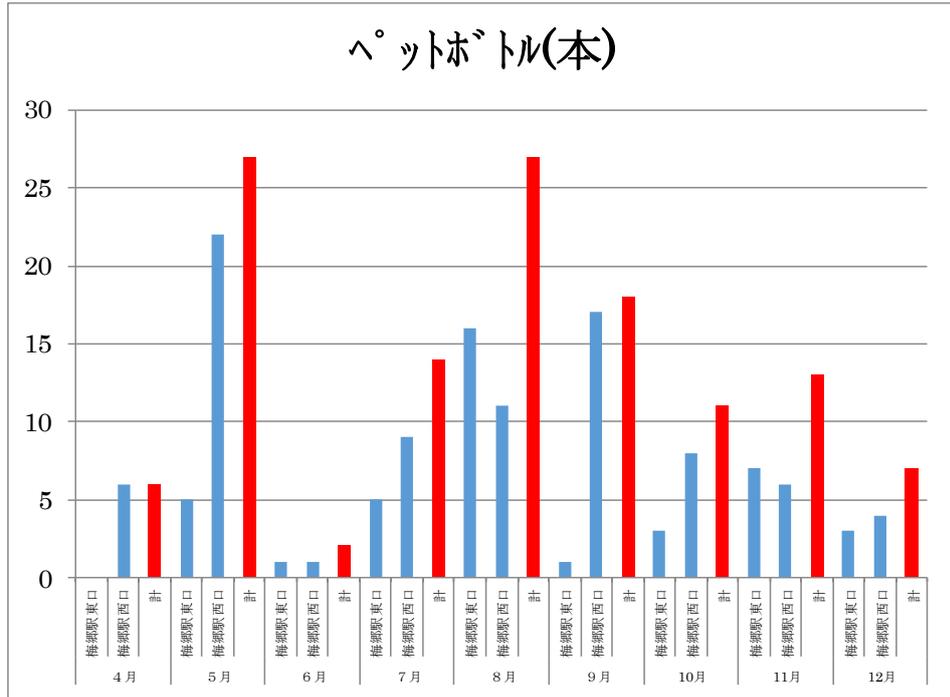
不燃ごみ

イ 缶、ビン、ペットボトル、たばこの吸殻

図-2に示すとおり、缶やペットボトルのポイ捨て数は、5月、8月にピークを迎え、その後減少傾向を示しております。これは、気温変化に連動して、清涼飲料水等の購入数も変化し、缶やペットボトルのポイ捨て量に起因したものと考えられます。また、たばこの吸殻のポイ捨て数は、可燃、不燃ごみと同様に上下を繰り返しており、重点区域指定による明確な効果は表れていません。

図-2 ポイ捨て状況(缶、ビン、ペットボトル、たばこの吸殻)





※ 各駅口1か所当たり、1か月平均423本

② 違反喫煙者の状況

携帯灰皿を使用せず立ち止まって喫煙している違反行為者は、4月、5月に4名確認されたが、その後は1名程度まで減少しております。しかし、9月以降再び違反者が確認され、10月には最大となる8名が確認されるが、11月以降は確認されていません。

歩行喫煙者は、29年度も上下動を繰り返しており、重点区域指定による明確な効果が表れていない状況となっております。

図-3 違反喫煙者(携帯灰皿なし)

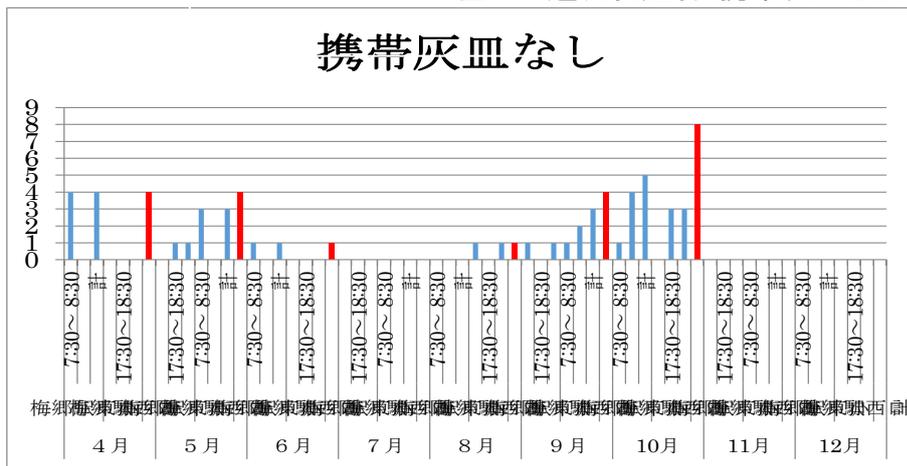
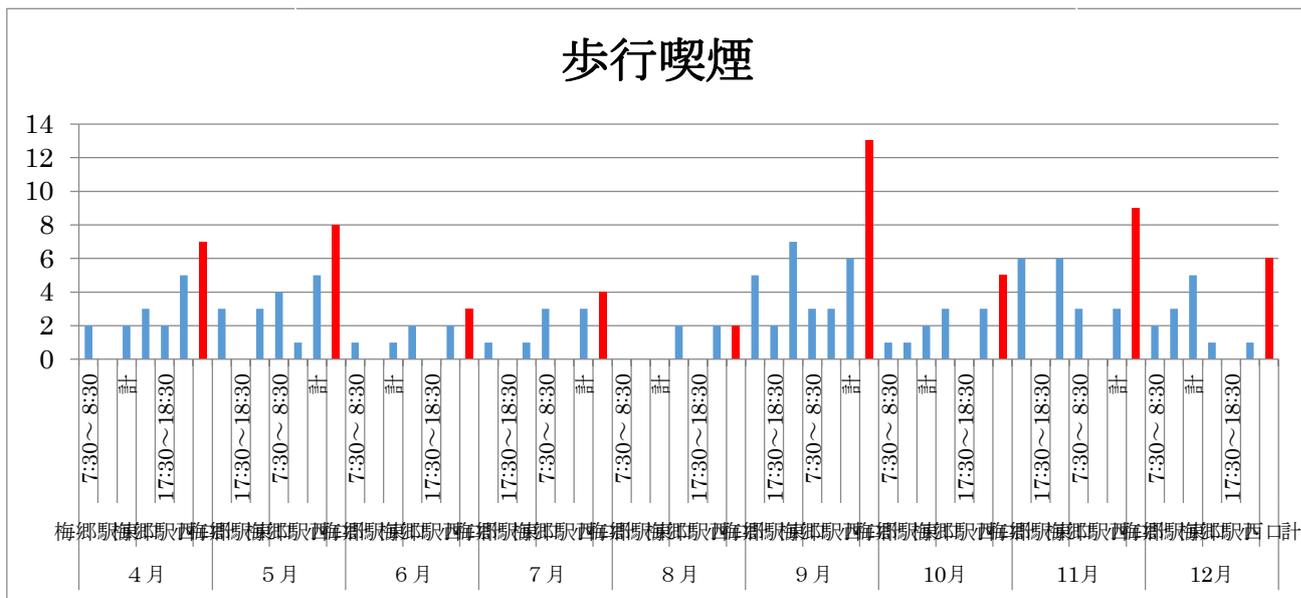


図-4 違反喫煙者(歩行喫煙)



※ 各駅口1か所あたり月3回の2時間の調査で平均3人

【まとめ】

携帯灰皿を使用せず立ち止まって喫煙している違反行為者は、2時間の調査において最大8名が確認されているが、平均では2名程度であり、28年度比においては、年間22名減少しております。特に東口が顕著であり、一定程度の効果は確認できますが、携帯灰皿を使用しない違反者の理由としては、違反者のほとんどが『知らなかった』等の理由を述べております。

歩行喫煙者については、29年度も上下を繰り返しており、重点区域指定による明確な効果が表れておりません。28年度比では、1か月あたり約150本減少しているが、依然として、吸殻のポイ捨ては、人の目が届かない所で繰り返されており、調査期間の10か月では、3,200本～4,400本確認されています。

以上のことから、市民（喫煙者）のモラルを高めることが環境美化に欠かせない手段であることから、より一層マナーの周知徹底を図るため、市民等に対し直接呼びかけるパトロールの回数を増やすなどの検討を進めて参ります。

2 梅郷駅以外の駅周辺のポイ捨て等調査結果について

重点区域以外の駅についても、ポイ捨て状況や違反喫煙者の状況を把握するため、年に3回程度調査を実施しました。

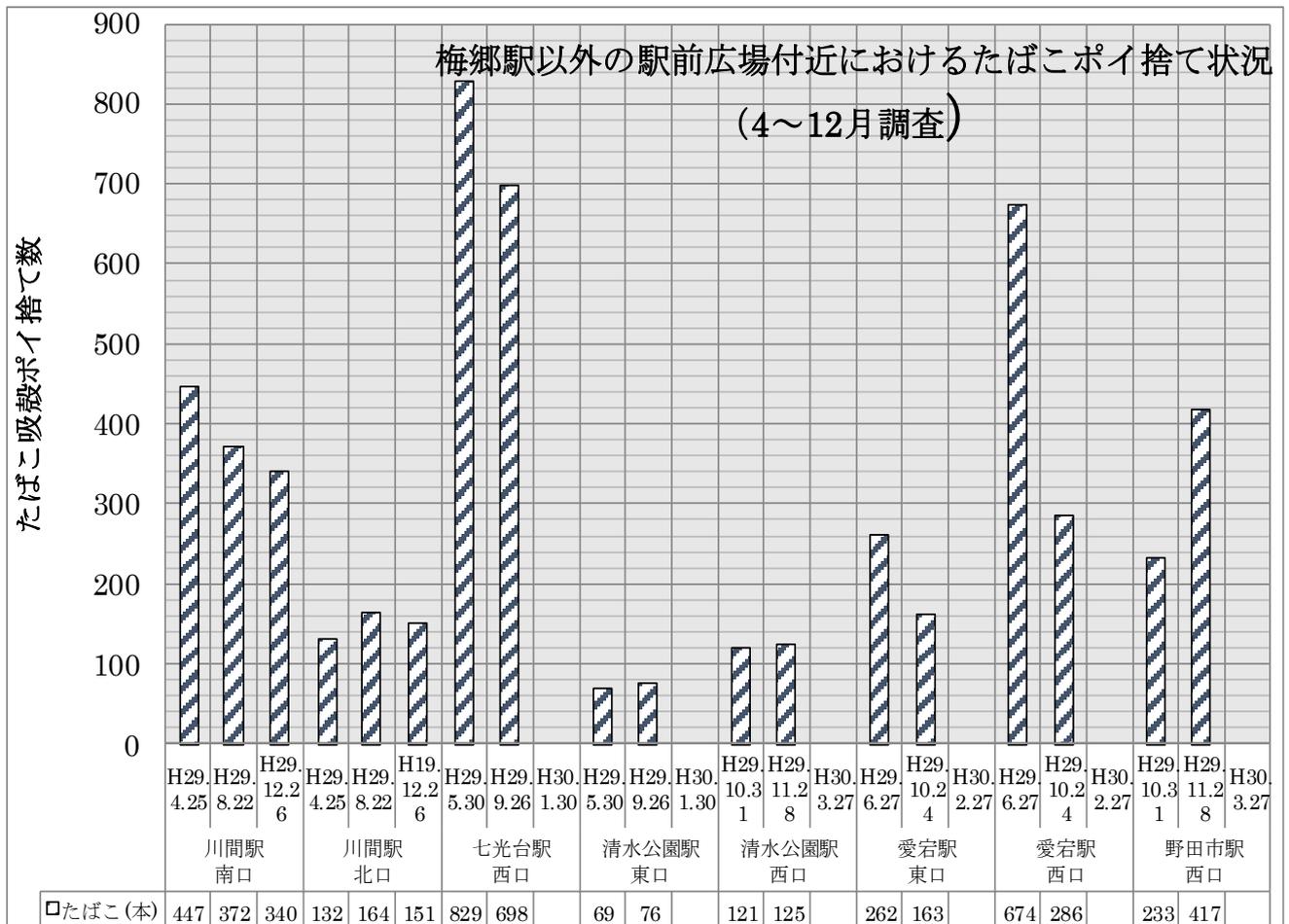
(1) ポイ捨て状況（たばこの吸殻）

吸殻のポイ捨て数は、七光台駅西口が1回の調査で700本以上確認されており、七光台駅西口、川間駅南口、愛宕駅西口では、1回の調査あたり平均で380本から760本となっております。清水公園駅東西口では、平均で100本程度であり、比較的きれいな状況となっております。

28年度比では、川間駅北口が調査1回当たり360本減少しており、駅前広場が整備されたことにより、東武鉄道㈱や立地している企業による環境美化活動が活発になったことによるものと考えられます。

その他の駅については、川間駅南口及び野田市駅西口が増加傾向を示しております。

図-5 たばこのポイ捨て状況

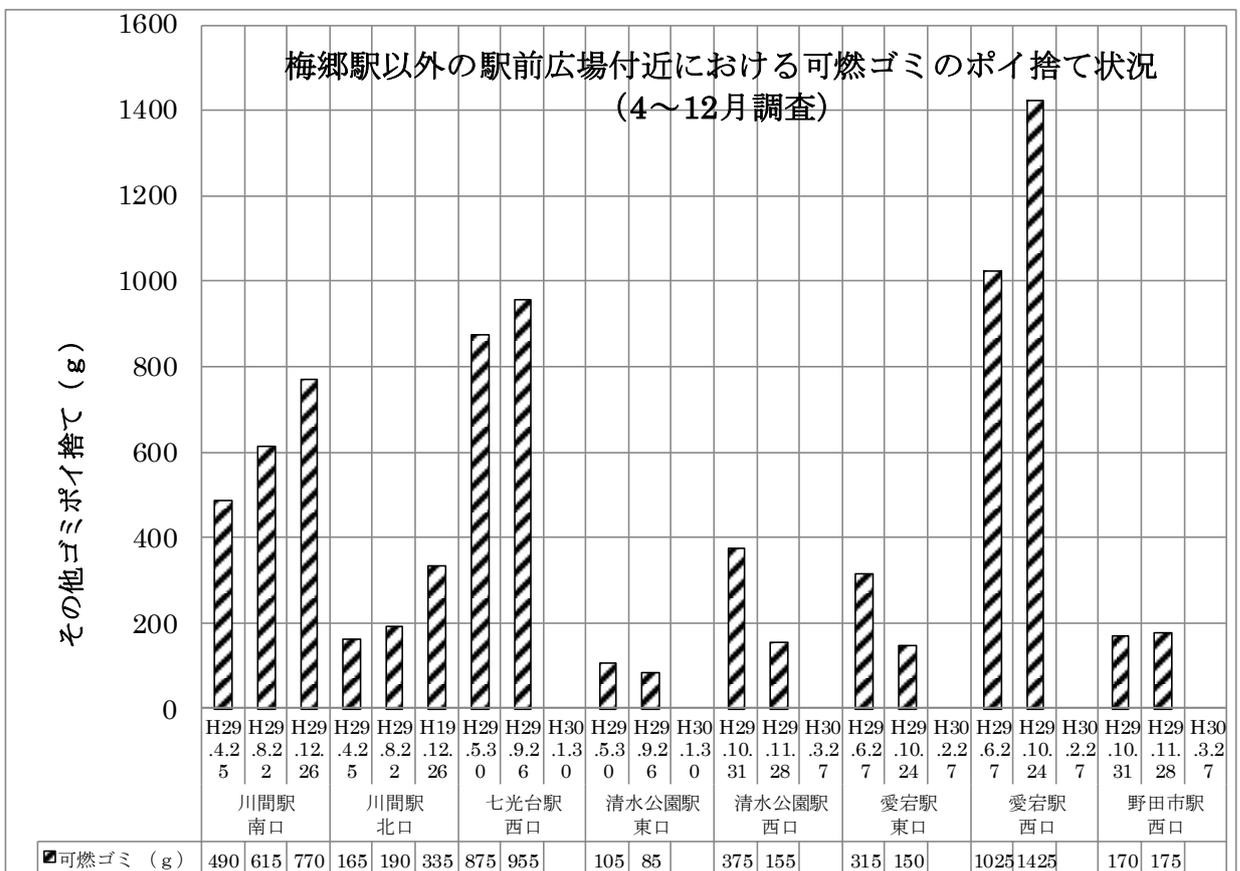


(2) ポイ捨て状況（可燃ごみ）

可燃ごみのポイ捨て状況は、愛宕駅西口が最大値を示しており、1,425 g となっております。各駅の平均値は、愛宕駅西口及び七光台駅西口が調査1回当たり約1,000 g と大きな値を示しているが、それ以外の駅は、200 g 程度と比較的きれいな状態となっております。

28年度比では、愛宕駅西口及び七光台駅西口が大きく増加傾向を示しており、商業施設を利用する人たちが増加したことによるものと考えられます。その他の駅は、殆どが減少傾向を示しております。

図-6 可燃ゴミのポイ捨て状況

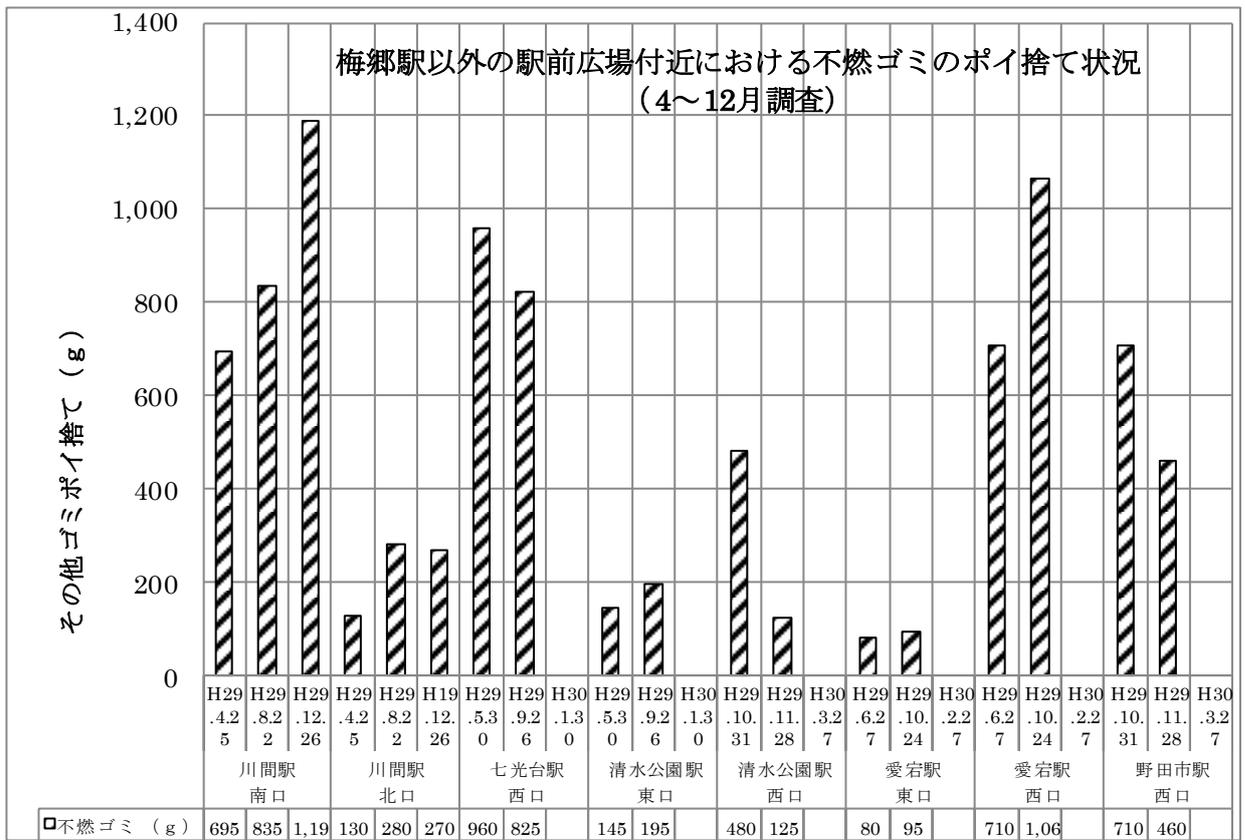


(3) ポイ捨て状況（不燃ごみ）

不燃ごみのポイ捨て状況は、川間駅南口で最大値を示しており、1,190 g となっております。各駅の平均値は、川間駅南口、七光台西口、愛宕駅西口が調査1回あたり900 g、それ以外の駅は、200 g～300 g程度となっております。

28年度比では、調査地点8地点のうち4地点が増加傾向を示し、残りの4地点が減少傾向を示す2分する結果となっております。増加傾向を示した駅は、七光台西口、川間駅南口、野田市駅西口、愛宕駅西口であり、最近商業施設が立地した駅口だけでなく、特に商業的に変化のない駅口も含まれる結果となっております。

図-7 不燃ゴミのポイ捨て状況



【まとめ】

全体的には、昨年と同様に愛宕駅東口、清水公園駅東口、清水公園西口がきれいな印象となっている。また、乗降客数が多い川間駅南口や駅前に店舗がある七光台駅西口で汚れている印象となっている。川間駅北口は、たばこの吸殻、可燃・不燃ゴミとも減少傾向を示しており、駅前広場の整備に伴い近隣に立地する企業の環境美化活動が活発になり、その成果が出たものと考えられる。

事前質問及び回答について

| | 質問者 | 質問事項 | 回答 |
|-------|------|--|--|
| 議案第1号 | 添野委員 | <p>① 現在 3,000 m²以上の県条例の案件についても申請の受付・県方針の伝達など窓口業務、現場業務などは市に於いて代行してきたのか否か。</p> <p>② これまで県条例による埋立て事例は2件（土壌汚染はなし）とのことですが、新条例制定後は36条（立入検査）の執行体制が非常に重要になっていくのではないかと。その拡充・強化についてどのように対処していこうとしているのか。</p> <p>③ 埋立て現場は極めて多種多様であり、先行している県内19市町の経験も参考になるのではないかと。その面での各市町との情報交換、担当職員の現場研鑽等の実施は考えているのか否か。</p> <p>④ これまで市条例の規制下で埋立問題調整会議を設置し対処してきたとあるが、この会議のメンバー構成はどうなっているのか。どのような時に開催されて許認可に関わってきたか。新条例が制定された場合にも、この会議は存続し強化されていくのか否か。</p> | <p>① すべて事業者と県が直接やり取りしていますが、県から市へ意見照会があり、市の意見を許可条件に付しております。</p> <p>また、県の現地立入時には市も同行しております。</p> <p>② 委員のおっしゃるとおり、埋立事業の適正な施工管理及び立入検査は大変重要でありますので、今後は人材育成に取組み、県職員の技術援助を受けながら適正な施工管理に努めてまいります。</p> <p>③ 県内19市町の情報交換の場となる担当者会議等は実施されておりませんが、県は「再生土等の適正な埋立て等の確保に関する条例」の制定に向け、各市町村を集めて説明会を開催する予定ですので、その場を利用して情報交換を行ってまいります。</p> <p>④ 調整会議は、一同に会して行うものではなく、申請内容を各課に意見照会し、意見を集約した協議事項書を事業者と各課で協議し、その協議内容を許可の条件としております。</p> <p>新条例制定後も実施します。</p> <p>○メンバー構成 環境部長、環境部次長、環境保全課長、市民生活課長、</p> |

事前質問及び回答について

| | | | |
|-----------------|------|--|---|
| | | | 農政課長、管理課長、道路建設課長、下水道課長、都市計画課長、農業委員会事務局長、社会教育課長 |
| 議案第 1 号 別紙 6 | 上口委員 | 土砂の安全基準 ph とあるが pH と表記に修正頂きたい。 Potential of hydrogen の頭文字英語表記 従来はドイツ語（ペーハー、ph）でした。 | 土砂の安全基準である「水素イオン濃度」の表記については、委員の指摘どおり pH に修正させていただきます。 |
| 議案第 2 号 P 2 | 添野委員 | 1. 人口、世帯数の動向について ① 3年連続して人口は減少しているが、世帯数は増加している。その原因はどこにあるのか。具体的に教えてください。 ② 世帯別人員構成は、この3年間どのように推移してきたか。例えば1人世帯・2人世帯・3～5人世帯・6人以上といった区分で。 | ① 人口が減少し、世帯数が増加する現象は、正しく、核家族化が進んでいることであり、野田市は、各地区で進められている区画整理事業がある程度完了し、戸建て住宅を購入する環境が整ってきたことから、親から独立する世帯が増加しているものと想定されます。 ② 世帯別人員構成についての統計はとっておりません。平成27年国勢調査による世帯の種類、家族類型別世帯数及び人員で、総数 59,638 世帯に対し核家族世帯 37,546 世帯 (63%)、その他の親族世帯 5,868 世帯 (10%)、単独世帯 15,727 世帯 (26%) となっております。平成22年国勢調査では、総数 57,963 世帯に対し核家族世帯 36,639 世帯 (63%)、その他の親族世帯 6,798 世帯 (12%)、単独世帯 14,068 世帯 (24%) となっております。 |

事前質問及び回答について

| | | | |
|----------------------------|-------------|--|--|
| | | <p>③ この人口・世帯数の動向は、市政の根幹に関わるもの。環境行政にはどのような影響を及ぼしてくると想定されておられるか。</p> | <p>③ 人口の動向は、ごみの排出量に影響を与え、このことによるごみの排出量の増減により、温室効果ガスの排出量にも影響を及ぼすものと考えます。</p> |
| <p>議案第 2 号 P 1 2 5</p> | <p>添野委員</p> | <p>4. ポイ捨て等禁止重点区域について</p> <p>① 「平成 28 年 4 月 1 日に指定した重点区域において」とあるが、その区域の表示がない。表 11-5 には梅郷駅東口周辺、梅郷駅西口周辺と具体的に表示すべきではないか。</p> <p>② そして、その指導概要、成果についても簡潔に記述すべきではないか。</p> <p>③ 成果を上げるための今後の対策なども加えられたらより良いものになるのではないか。</p> | <p>① 委員ご指摘のとおり、重点区域の区域図を掲載し、表 11-5 については、梅郷駅東口周辺、梅郷駅西口周辺に修正させていただきます。</p> <p>② 指導概要について記述させていただきます。</p> <p>③ 環境調査報告書であるため、調査等による結果の報告となります。</p> |
| <p>議案第 2 号</p> | <p>上口委員</p> | <p>何処の項目にも記載がないが、水銀の取り扱いに関する考え方。</p> <p>野田市の実情・今後の考え方を教えて頂きたい。</p> <p>ISO14001・AE-21 取得時には、特定施設では実態調査を行います。その取り組みに関する質問です。</p> | <p>市内排水路の調査は、39ヶ所実施しており、排水路の地理的条件や周辺の工場等の立地条件に合わせて、環境省が定めています有害物質についても、監視を実施しています。従いまして、委員がご指摘の水銀についても、主要な排水路 11ヶ所において年 4 回の頻度で調査を実施していますが、測定結果は不検出となっています。環境調査報告書では、水銀等については、触れていませんが、今後、測定値が上昇するなど異常が生じた場合には、適宜、報告してまいります。</p> <p>なお、水濁法の特定施設につい</p> |

事前質問及び回答について

| | | | |
|---------------------------------|------|--|---|
| | | | ては、千葉県知事の取り扱い事務となっていますので、実態調査は千葉県が行う業務となっています。具体的には、特定施設の届出の中で、有害物質使用特定施設の使用の方法等で実態を把握していくものと考えております。 |
| 議案第3号 P1～P6 P7～P8 | 添野委員 | <p>ポイ捨て等禁止重点区域について</p> <p><現状調査結果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・梅郷駅東口周辺、西口周辺をポイ捨て等禁止重点区域に指定し、路上等禁煙、可燃ごみのポイ捨てなどの現況調査をやったが、明確に重点区域指定による効果は表れていない。 ・七光台、川間、愛宕の各駅などにおいても多少の増減はあるが、顕著な成果はあがっていない。 <p><これに対する評価></p> <p>ポイ捨て等禁止重点区域に指定したが、その効果は表れていない・・・、という現状確認ができたのは一つの成果ではないか。これで指定解除してしまっでは意味がない。</p> <p>梅郷駅に限らず野田市内の各駅の乗降者は、市民で地域外勤務者、通学者と市外からの市内の企業（工業・商業）などへの勤務者が大半ではないかと想定します。例えば梅郷駅では南部工業団地の企業への通勤者が多いのではないかと思います。</p> <p><今後の対応についての提言></p> <p>いずれにしても、ポイ捨て等に</p> | |

事前質問及び回答について

| | | | |
|---------------------|-------------|--|---|
| | | <p>ついて成果を上げていくには、各駅の乗降者の環境美化に対する平素の関心の高揚とモラルアップにかかっているのではないかと存じます。</p> <p>① 市民に対しては年2回位、通勤・通学時のポイ捨て等防止についての日常の心掛けにつき、市報に折り込みチラシでアピールしていく。</p> <p>② 野田市内の従業員30～50名以上の企業（工業・商業）に対しては、①同様のチラシを作成し年2回位、社員への配布の協力要請をしていく。</p> <p>このような地道な活動が乗降者の環境美化に対する関心を高め、平素のモラルアップにつながっていくのではないかと存じます。その成果が防犯・防災にも寄与することになっていくのではないかと存じます。</p> | <p>① 市報には、28年度4回、29年度3回掲載いたしております。また、市ホームページにも掲載しております。</p> <p>② 南部工業団地内の企業約60社及び市内の専用水道等施設の立入検査時（工場、病院等約30社）にリーフレットを配布し、協力依頼しました。また、周知を図るための路上喫煙・ポイ捨て防止キャンペーン（ティッシュ及び携帯灰皿の配布）について、28年度は川間駅及び梅郷駅、29年度は市内6駅にて実施しました。</p> |
| <p>議案第3号 P1</p> | <p>上口委員</p> | <p>梅郷駅周辺、ポイ捨て禁止重点区域（調査）環境に関する、野田市市長表彰、環境部長表彰に関する質問。</p> <p>梅郷駅東・西口駅周辺のごみ（多くは煙草の吸殻）の回収に雨天以外毎日の様にボランティアで活動されている方の表彰を要望します。</p> <p>表彰は市民の活動意欲の向上にも役立ちます。更に、ポイ捨ての減少にも大いに役立ちます。表彰を広報で周知することも大事と考え提案いたします。</p> | <p>野田市では、野田市廃棄物減量等推進員会議報奨実施要領において、地域の環境美化に貢献のあった方（団体）に対しての報奨について規定しております。</p> <p>対象は、公共の場所等を5年以上清掃している者（団体）としており、推進員の推薦により、野田市廃棄物減量等推進員地区代表者会議で審査し、決定することと規定しております。</p> |